

平成23年第9回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成23年11月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成23年11月10日
2. 閉 会 平成23年11月10日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆	14番	長谷川 徳 喜
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

2. 不応招議員

な し

平成23年第9回西会津町議会臨時会会議録

平成23年11月10日（木）

開 会 13時02分

出席議員

1番	三 留 正 義	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
2番	長谷川 義 雄	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		
6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古		

欠席議員

14番 長谷川 徳 喜

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	農林振興課長	佐 藤 美 恵 子
総 務 課 長	伊 藤 要 一 郎	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教育委員長	井 上 祐 悦
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
健康福祉課長	高 橋 謙 一	教 育 課 長	大 竹 享
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会事務局長	佐 藤 美 恵 子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年11月10日 午後1時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第10次）

日程第6 議案第2号 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）

日程第7 議案第3号 財産の取得について（デマンドバス）

日程第8 議案第4号 財産の取得について（スクールバス）

日程第9 議案第5号 財産の取得について（電子式個人線量計）

閉 会

（全員協議会）

- 議長 開会前に皆さんに申し上げます。
平成 23 年 9 月 25 日付けで選任されました教育委員長、井上祐悦君よりあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これよりあいさつを行います。
教育委員長、井上祐悦君。
- 教育委員長 (教育委員長あいさつ)
- 議長 ただいまから、平成 23 年第 9 回西会津町議会臨時会を開会します。(13 時 02 分)
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。
14 番、長谷川徳喜君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
このほかの報告について、事務局長から報告いたさせます。
事務局長。
- 事務局長 報告いたします。
本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 5 件の議案が提出され、受理しました。
本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。
なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。
以上であります。
- 議長 以上で諸報告を終わります。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、猪俣常三君、8 番、青木照夫君を指名します。
日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 11 月 10 日の 1 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 11 月 10 日の 1 日間に決定しました。
日程第 3、付議事件名報告を行います。
付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。
日程第 4、提案理由の説明を行います。
町長の提案理由説明を求めます。
町長、伊藤勝君。
- 町長 (町長提案理由の説明)
- 議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、町道野沢柴崎線の橋立2号橋の開通記念協賛会負担金と、施設警備委託料の計上であります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成23年度西会津町の一般会計補正予算（第10次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,140万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金46万円の増であります。これは、今次補正にかかる充当財源でございます。

次に歳出であります。2款、総務費、1項7目、支所出張所費21万円の追加であります。奥川支所及び新郷連絡所にかかる施設警備委託料であります。

次に、8款、土木費、1項1目、道路橋梁総務費25万円の追加であります。これは、町道野沢柴崎線の橋立2号橋開通記念協賛会への負担金であります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点お尋ねをいたします。道路橋梁費のことなんですが、これは補正で、今上がっているわけなんですが、当初予算では取れなかったわけなんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この橋立2号橋の開通記念行事につきましては、本年度につきまして、もう少し遅く開通するのかなということで、降雪を迎えてからの記念式典ということだと少し支障があるのかなというふうに考えておりましたが、本年11月末をもちまして完成する見込みとなりましたので、この記念式典を行いたいとそうように考えて今次の補正を提案したわけでございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 私も1点お尋ねをいたします。施設警備委託料であります。これによって町の施設といいますか、そういう関係の警備については万全になるのかどうか。ただこれは、そういういろんな事態が発生したために、ここだけやるのか。そういう、どうして、これで全部なるのかどうか、まずお伺いしたいと思えます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 全ての公共施設がこれで警備がされるのかということでございますけれども、ご承知のように役場につきましては、宿直の方がおりますので、その方に夜間の警備もお願いしているということでございます。本庁舎以外の南庁舎あるいはケーブルテレビ、あとは出先の機関等につきましては、基本的には警備保障会社の警備をお願いいたしまして、現在、施設の警備をお願いしているところでございます。今回計上させていただきましたのは、特に奥川支所、それから新郷連絡所ということでございますけれども、ここにつきましては夜間の戸締りについては、個人の方に委託をしていたわけですが、10月初めに空き巣の被害にあってしまったと。戸締りはきちんとされていたわけですが、無人の施設に空き巣が入ったということで、同じことを繰り返さないためにも警備会社の警備に入りまして、今後やっていきたいということで、今次補正をお願いするもであります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いわゆる橋の落成の記念であります、私も何回かお呼ばれをして参加しております。そこでお尋ねをするわけですが、こういうことをする場合の内規、規約とか指針とかあって、こういうことやっているのかと。例えば町道でいえば幹線の町道、1級、2級の町道であるならば、不特定多数の人が利用するわけですから、あるいはその他の町道であれば、例えばこの前奥川の小山の落成がありました、あの橋はほとんど小山の人が利用するから、主体となってやるのが村の人だということでありましたが、そういうような町が関わってこういうことする時の基準とか、要綱とか定まっているのか、ないのか、まずお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 橋の開通式等につきましては、定まった指針とか決まりというものはございません。ただ、町の施策ということで進めている道路、例えば縦貫道路とか県の代行工事とかというものに対しては、町で開通式とか記念式典を行うと。その他、突っ込みの路線というか、集落の方々がほとんど使うというようなものにつきましては、各集落の方々が各式典とか開通式等を行っている、そういうのが現状でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 やはり、こういうことに町が混ざってやるという場合には、それなりの指針といいますか約束事があるべきだと思いますから、それは今後検討して必要とするならば、私は必要だと思いますので、そこらを検討してやって欲しいとお願いをしておきます。

今回 25万であります、先ほど町長の提案の理由では、この橋に4億5,000万もかかった、かけたと言っているわけですから、その中で25万というお金が無かったのか。というのは、6月の議会で光ファイバーの敷設替え、工事請負契約、約2,600万が追加になったわけですよ。これは、補正予算にそれが出ないからおかしいんじゃないかと言ったら、既決の予算の中でも2,600万ありますと、俺から言わせるといわゆる隠し財源みたいに2,600万円あるというわけですよ。じゃあ、この4億もかけて橋の工事をするならば、25万程度なのは、すぐ出てきそうではありますが、そういうこの橋

の工事に関しては、本当にそのような余裕と申しますか、幅って申しますか、25万が無かったのか、それをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この開通式の負担金でございますが、8款の土木費の中での道路橋梁費の中の負担金で支払うものでございますので、用途については負担金ということでございますので、負担金の中から支払うということで今次の追加ということでございます。あと工事は請負費の15のほうで支払うということで、負担金の追加ということでご提案申し上げたわけでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。先ほどお願いしたように、要綱あるいは指針等でやるという最初からの町の方針が決まっておるならば、当初から予算が見積もれるわけですから、そのようにしていただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第10次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第10次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第2号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

本会計につきましては、本年初めての補正でありまして、歳入にあつては前年度繰越金の計上、歳出にあつては修繕費等に不足が生じることから調製をはかるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成23年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万8千円を増額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 9,311 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。4 ページをご覧ください。

まず、歳入です。4 款、繰越金、1 項 1 目繰越金 206 万 8 千円の増額です。前年度繰越金が確定したことに伴う計上であります。

歳出です。1 款、水道費、1 項 1 目一般管理費 178 万 1 千円の増額です。青坂地区飲料水供給施設における浄水機器のフィルター及び取水ポンプ修繕のほか、今後の漏水事故対応のため、施設消耗品に 13 万 1 千円、設備修繕料に 165 万円それぞれ増額をするものです。3 款、予備費、1 項 1 目予備費 28 万 7 千円の増額です。現在のところ用途の無い金額は予備費に計上させていただきました。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議願ひまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　この際ですから、こういうふうに至った原因というのをもう少し詳しく説明をしておいて欲しいなということと、今後の見通しはどうか、どうなるのかと、それらも含めてその青坂の飲料水供給施設の概要といいますか、今の何でこういうふうになって、今後こういうふうな見通しだと合わせて説明をしていただきたいと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今回の補正につきまして、青坂地区につきましては、まず第 1 点につきましては、取水ポンプが老朽化により故障し、2 台ある内の 1 台が故障しております。現在は 1 台で取水ポンプを作動して、水を供給しているところでございます。

そのほか青坂地区につきましては、3 月 11 日の東日本大震災におきまして、水源の水質が若干悪化しております。それにつきましては、新たな水源をまず探すというようなことで、新たな水源を 2 カ所程度探して、それにつきまして継続して水量等を調査して参りました。水量につきましては、当初十分な水量はございましたが、9 月時点におきまして水量が減量、減るようになりまして、現在その地点においての水源として使用することはできないというような判断をいたしたところであります。

その後、現在あります水源の近くにある流水等について調査を行いました。それにつきましては水質検査を行った結果、水質があまり良くないというようなことでございますので、現在使っております水源について何らかのろ過とか、そういうものを行って水道水を確保したいとは考えてはおりますが、水源のろ過に使うのは、ただ今検討しておりますのが、膜ろ過によるろ過と、急速ろ過によるろ過というようなことで検討しておりますが、ろ過膜につきましては約 2,000 万程度かかると、急速ろ過につきましても 1,000 万から 1,500 万程度かかるということで、多額な費用がかかることから、その他の水源の確保ができるのか、もっと簡易なるろ過方法があるのか等検討しておりますのでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、財産の取得について(デマンドバス)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第3号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、町民バス運行体制の見直しに伴い、来年4月から運行を開始いたしますデマンドバス3台を購入するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思えます。

1の取得する財産及び数量であります。普通乗合自動車デマンドバス3台であります。

2の取得の方法であります。売買であります。

去る11月1日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名いたしました業者は、お手元に配布をいたしました入札結果のとおり、有限会社相原モータース、有限会社渡部泉商店野沢自動車工業、有限会社斎藤オート、トヨタカローラ福島株式会社西会津店の4社であります。入札の結果、有限会社相原モータース、代表取締役相原義一氏が1,150万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,207万5千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成24年3月1日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　次の議題になりますスクールバスとも関連しますので、そのまたがる質問、質疑になりますのでお許しをいただきたいと思えます。15人、どっちも15人乗りということではありますが、性能とか装備にはどのような、スクールバスとデマンドバスでは違いがあるのか。そして1台ずつの単価は、これ割ればいいわけですが、どのようにな

るのか。そして、全て 15 人乗りということですが、前も私言ったことありますが、10 人乗りという選択はなかったのか。まずそこら辺をお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。まず1台あたりの単価でございますけれども、デマンドバスにつきましては、1台402万5千円でございます。スクールバスでございますが、スクールバスにつきましては、326万8,125円でございます。この違いでございますけれども、まずスクールバスにつきましては、基本的に特別な装備はございませんので、その基本的な車の装備ということになります。デマンドバスにつきましては、お客さんをお金をいただきながら運行するということがございますので、いわゆる車両運行法だとか、そういったところをクリアするような形で、中に運賃箱だとか、いろんな安全に関する装備だとか、そういったところを車の中の装備を行う必要があるということで、この中の単価が違ってきているということでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 バスの車両の大きさにつきましての質問にお答えします。今回、デマンドバス15人乗りというような形で購入させていただきました。と申しますのは、現在の町民のみなさんがどれだけご利用されているかというようなことで、乗降状況の調査を行ったりしたところですね、診療所の開設日などを見ますと、やはり10人以上の乗車をしているケースがかなりあるというようなことでございまして、15人乗りを確保しておけば乗れないといったことが生じないだろうという想定のもとに、15人乗り購入して車両を揃えたということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 もう1点お尋ねをしますが、いわゆるデマンドバスの装備ですが、この前も出ていましたが、車の高さとの関係で、普通、バスは2段階で登るのかな、それを高いのもう1段下に出るような装置のバスにはならないのかという、この前、話も出ていましたので、その件はどんなふうになっていますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただ今のご質問にお答えします。現在、未運行集落対応のバス1台動かせております。それが15人乗りでございまして、その車両購入時に2段階ステップといいますが、ステップが出る車両を購入したということでございますが、やはり冬期間になりますとなかなかその操作が困難になったりというようなことで、あまり状況がよろしくないということを報告受けております。それで今回の車両購入にあたりましては、そのステップの部分は、配慮した形での購入はしておりません。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 装備に関しては、100パーセント満足にいくということはないはずでありますから、それは長所の面、短所の面もあるんでしょうが、冬期間の運行時間と雪の無い期間の運行のほうが時間が多いわけですから、例えば冬期間はその操作をしないで、出さないで乗るといふようなこともできるはずなんですよ。どの程度、利用者の方々からバスが高くて乗れないと声が町に寄せられているか、私も分かりませんが、やはりその安全・安心といえますか、そういうようなことを考えるならば、これから購入するバ

スに関しては、そういうような設備があるほうが、より住民のみなさんへのサービスにつながると思うんですが、そういう考えはなかったわけですか。それともう一つ、これはご要望申し上げておきますが、この前こう言われました。「何だ、デマンドバスになると不便だな」って言う人がおられました。いや、決してそうではないよと、今までのバスと違って、利便性は格段に上がるんだから、そこら辺は利用される方が、老人クラブ、お年寄りですから、老人クラブ等を通してきちっと良さを、理解をしてもらうように一つお骨折りをお願いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほどのステップの件でございますが、現在も高さ、そんなには高いわけではないと、さらには当然取っ手といいますか、手すりなどを付けながらお年寄りの方でも容易に乗り込んでいただけるような形を考慮しまして、そういった形を取らせていただいたということでございます。それから、デマンドバスにつきまして、いろいろ新しい体系に変わるということで、こういった場合はどうなんだ、こういった場合はどうなんだというようなことで、なかなか不安な点もお年寄りの方にとっては、予約という問題がありますので、いろいろそういったお話は聞いております。これから制度が固まりますと、1月、2月そういった時期にきちんと集落を回りながら、デマンドバスの乗降につきまして説明をしていきたいというふうに思います。今までよりはずっと乗りやすいバスになるというふうに町としても考えているところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、財産の取得について(デマンドバス)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、財産の取得について(デマンドバス)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、財産の取得について(スクールバス)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、来年4月の統合西会津小学校開校に伴い、通学用バスの運行体制を整備するため、スクールバス4台を購入するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

1の取得する財産及び数量であります。普通乗合自動車スクールバス4台であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る 11 月 1 日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名いたしました業者は、お手元に配布いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、有限会社渡部泉商店野沢自動車工業、トヨタカローラ福島株式会社西会津店、有限会社相原モータースの 4 社であります。入札の結果、有限会社斎藤オート、代表取締役斎藤一博氏が 1,245 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 1,307 万 2,500 円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結したところであり、納入期限は、平成 24 年 3 月 1 日であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号、財産の取得について（スクールバス）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、財産の取得について（スクールバス）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 5 号、財産の取得について（電子式個人線量計）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第 5 号、財産の取得についてご説明申し上げます。

本案につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、町民のみなさん、特に妊婦及び子どもを持つ保護者たちの放射線に対する不安を解消するとともに、安全・安心を確保するため、電子式個人線量計を購入するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思えます。

1 の取得する財産及び数量であります。電子式個人線量計 300 台であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 11 月 1 日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名いたしました業者は、お手元に配布いたしました入札結果のとおり、長谷川商会、有限会社伊藤電機、有限会社佐藤電機、山口電気店、皆川電化サービス、小俣電器商会の 6 社であります。入札の結果、長谷川商会、代表長谷川博順氏が 864 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 907 万 2 千円を取得価格といたしまして、同日、物品売買仮契約を締結したところであり、納入期限は、平成 23 年 11 月 30 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のと

おりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第5号、財産の取得について（電子式個人線量計）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、財産の取得について（電子式個人線量計）は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長　議会臨時会閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の議案につきましては、みなさんの熱心なるご審議をいただき、全議案とも満場をもってご議決をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

当面する課題でございましたので、いろいろとみなさんのご都合上、今次の臨時議会となりました。今後、今議会でご議決いただきました内容につきましては、みなさんのご意見を拝聴しながら、その旨この執行にあたりまして、十分なる審議をいただき、その中で執行してまいりたいと思います。今後ともよろしくご指導のほど申し上げましてあいさつに代えたいと思います。ありがとうございました。

○議長　これをもって、平成23年第9回西会津町議会臨時会を閉会します。（13時55分）